

令和5年度 第3回栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価実施理由		特に重点的な審議を要する案件					備考	
					オの理由		(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由		
街路	1	街路づくり事業 足利佐野都市計画道路3・4・3号 赤見馬門線外1路線 佐野市 高萩町	H29	H28	オ	・事業期間、全体事業費の変更	個別		○	○		(b)推定便益が29.6億円から35.4億円に増加(×1.20) (c)推定事業費が21.0億円から28.0億円に増加(×1.33)	
街路	2	街路づくり事業 宇都宮都市計画道路3・3・901号 おもちゃのまち下古山線 壬生町 若草町	H29	H29	オ	・事業期間、全体事業費の変更	個別	○	○	○		(a)電線共同溝工の追加 (b)推定便益が29.1億円から42.2億円に増加(×1.45) (c)推定事業費が21.0億円から33.7億円(×1.60)に増加したため	
街路	3	街路づくり事業 矢板都市計画道路3・4・8号 片岡西通り 矢板市 片岡	H14	H30	エ		一括						
街路	4	街路づくり事業 足利佐野都市計画道路3・4・1号 前橋水戸線外1路線 佐野市 高砂町 I	H27	R1	オ	・事業期間、全体事業費の変更	一括						

◆再評価理由

ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の
大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆個別審議、一括審議の選定

以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。

- (a) 事業計画に大幅な変更がある
- (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
- (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
- (d) その他の要因